

✚ 貨物概要

カットし、ボイルした野菜を、でんぷん液等と共に型に入れ、予備凍結後、フリーズドライしたもの

製 法：各野菜をボイル後、でん粉及びゼラチンを混合→成型→フリーズドライ  
→包装→梱包

成分割合：チンゲン菜 74%、たけのこ 25%、でん粉 0.5%、ゼラチン 0.5%

性 状：ブロック状

用 途：インスタント食品具材

包 装：5.6g/袋

✚ 分類

関税率表第 0712.90 号（統計番号 0712.90-090）の乾燥混合野菜

✚ 分類理由

本品は、成分及び製法から、関税率表第 0712.90 号に規定される乾燥混合野菜であると認められますので、上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

本品に添加された、でん粉及びゼラチンは成型のためであることから、本品は、関税率表第 07.12 項に規定された範囲内の方法で調製されたものと認められます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）